

## 吉野広域行政組合広告掲載実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、行財政改革の一環として、吉野広域行政組合（以下「組合」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等との協働により公有財産を有効活用することで組合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、組合の資産への民間企業等の広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 組合の広報印刷物
  - イ 組合のWEBページ
  - ウ 組合の財産
  - エ その他広告媒体として活用できる資産で組合が個別に定めるもの。
- (2) 広告掲載 民間企業その他事業を営む団体又は個人の当該事業に係る広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告については、広告掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他これに類する事項についての主義又は主張に関するもの
- (6) 名刺広告
- (7) 国又は地方公共団体が広告掲載に係る企業、製品、商品又はサービスを推奨しているとの誤解を招くおそれがあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(10) 射幸心をあおるもの

(11) その他管理者が広告掲載を行うことが不適當であると認める広告

2 前項に定めるもののほか、広告掲載の基準は別に定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、当該広告媒体を所管する所属の長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料、掲載期間その他広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法及び選定方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定めるものとする。

(物品の受入れ)

第7条 管理者が適當と認めるときは、広告が掲載された物品を受け入れる方法（寄贈を含む。）によることができる。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載を希望した者が負うものとする。

(審査会)

第9条 広告媒体に掲載する広告を審査及び決定するため、吉野広域行政組合広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項を審査の対象とする。

(1) 広告媒体及びその仕様等

(2) 広告掲載を希望する者及びその業種

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載についての必要な事項

3 審査会の委員長は参事を、委員は吉野三町村クリーンセンター所長及び吉野三町村老人福祉施設長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうち年長者がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が前条第2項各号に掲げる事項について審査をする必要があるとき、及び広告内容等広告掲載に関し疑義が生じた場合において、委員長が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議は、委員全員が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、委員の決するところによる。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第11条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第12条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。